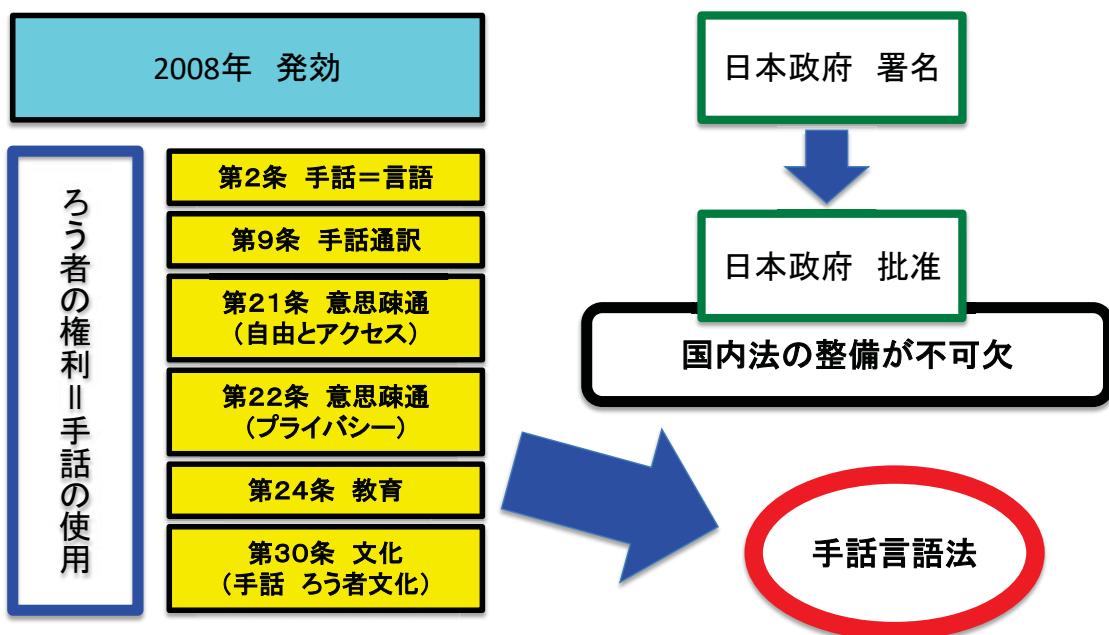


手話言語条例と今後の展望 ～兵庫県明石市の取組みを中心に～

一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事 荒井康善

交通エコロジー・モビリティ財団 第35回バリアフリー推進勉強会
日時：2016年8月24日（水）18:30～20:30
会場：TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

障害者権利条約批准のため国内法整備の必要性



西暦(和暦)	社会(障害者政策)の動き
1960年(昭和35年)	身体障害者雇用促進法制定
1976年(昭和51年)	身体障害者雇用促進法改正(事業主の義務化)
1981年(昭和56年)	国際障害者年「障害者の完全参加と平等」
1987年(昭和62年)	障害者雇用促進法(名称変更・知的障害者も適用対象となる)
1997年(平成9年)	障害者雇用促進法改正(知的障害者の雇用義務化)
2006年(平成18年)	国連・障害者権利条約成立
2010年(平成22年)	障がい者制度改革推進会議開始(2012年3月まで38回開催)
2011年(平成23年)	東日本大震災発生(障害者の死亡率2倍)
2011年(平成23年)	障害者基本法改正(医学モデルから社会モデルへ)
2012年(平成24年)	障害者総合支援法成立(施行は2013年4月)
2013年(平成25年)	障害者雇用促進法改正・障害者差別解消法成立

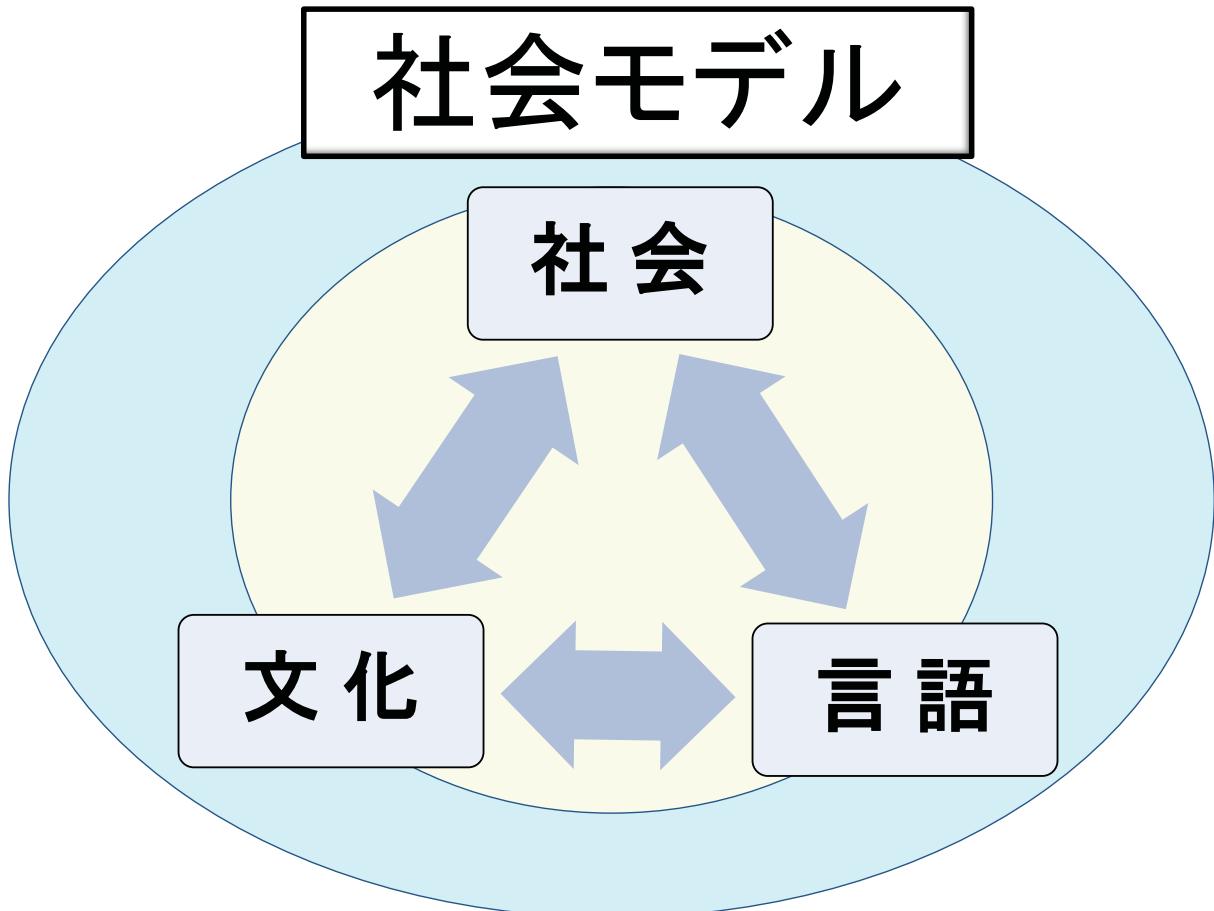
3

障害者権利条約の思想

◎障害者権利条約は、「医学モデル」を排し、「社会モデル」を採用

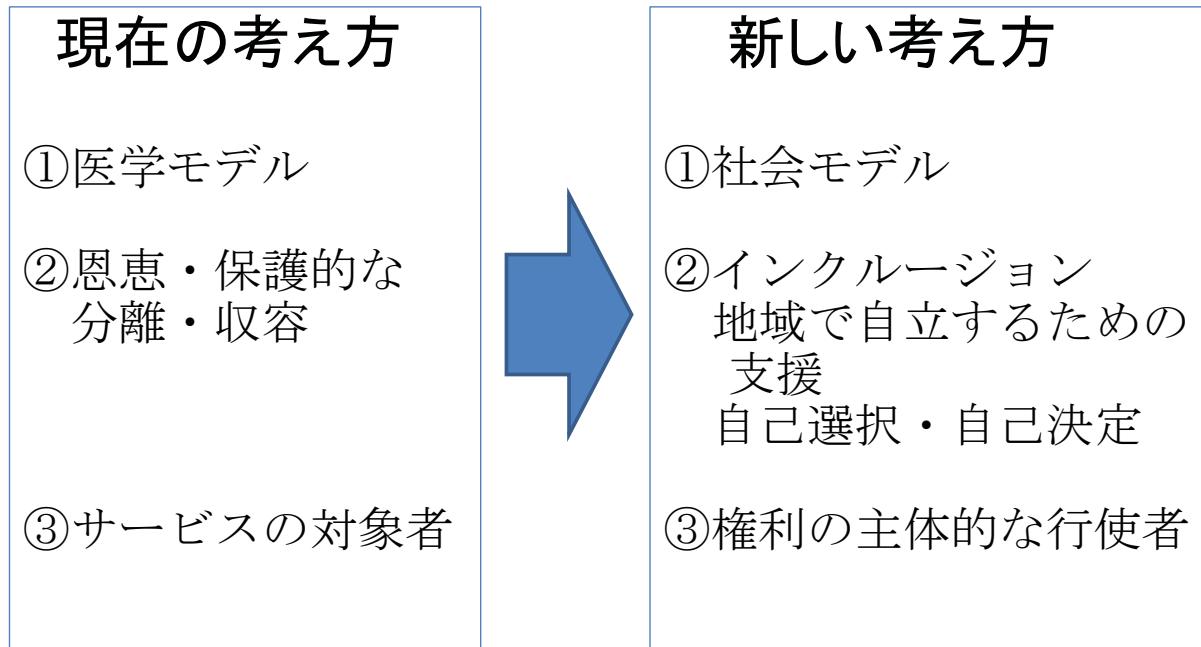
◎この「社会モデル」は、あらゆる社会的、文化的、言語的、制度的に障壁となるものを排除する考え方である
(文化モデル、言語モデル等を包含する思想である)

4



5

基本的な考え方の転換



6

障害者権利条約

第2条 定義

(1)「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう

(2)「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう

7

障害者権利条約

第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

(1)公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を様式用いることを受け入れ、及び容易にすること

(2)手話の使用を認め、及び促進すること

8

障害者権利条約

第24条 教育

(1) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること

(2) 締約国は、手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員(教育のいずれの段階において従事するかを問わない。)に対する研修を行うための適当な措置をとる

9

障害者権利条約

第30条 文化的な生活、レクリレーション、余暇及びスポーツへの参加

障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性(手話及び聾文化を含む。)の承認及び支持を受ける権利を有する。

10

障害者基本法

- ①社会モデルの考え方(社会的障壁)
- ②地域社会の共生
- ③意思疎通(コミュニケーション)手段の選択の機会確保(言語に手話が含まれる)
- ④差別の禁止(合理的配慮)
- ⑤療育、防災、防犯、司法手続き等を追加
- ⑥障害者政策委員会の設置
- ⑦都道府県における合議制の機関(障害者政策実施の監視機能)

平成23(2011)年8月に施行

障害者差別解消法

- ①障害に基づく差別(不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供)
- ②行政の義務
- ③事業者の努力義務(雇用については障害者雇用促進法の定めによる)
- ④行政措置(主務大臣による報告の徴収、助言、指導、勧告)
- ⑤啓発活動
- ⑥情報収集
- ⑦障害者差別解消支援地域協議会

平成28(2016)年4月に施行

障害者総合支援法

- ①利用者負担を応能負担に
- ②障害者の範囲の見直し
- ③相談支援の充実
- ④障害児支援の強化(施設の一元化、放課後等デイサービスの創設、在園期間の延長措置の見直し等)
- ⑤地域における自立した生活のための支援の充実(グループホーム等助成の創設、柔道視覚障害者移動支援)

意思疎通支援事業の整備

平成25(2013)年4月に施行

11

障害者自立支援法(現:障害者総合支援法) では制度として不十分

内容が不十分

予算措置が義務でない

内容を拡充

予算措置を義務化

地域格差の拡大

手話使用に支障

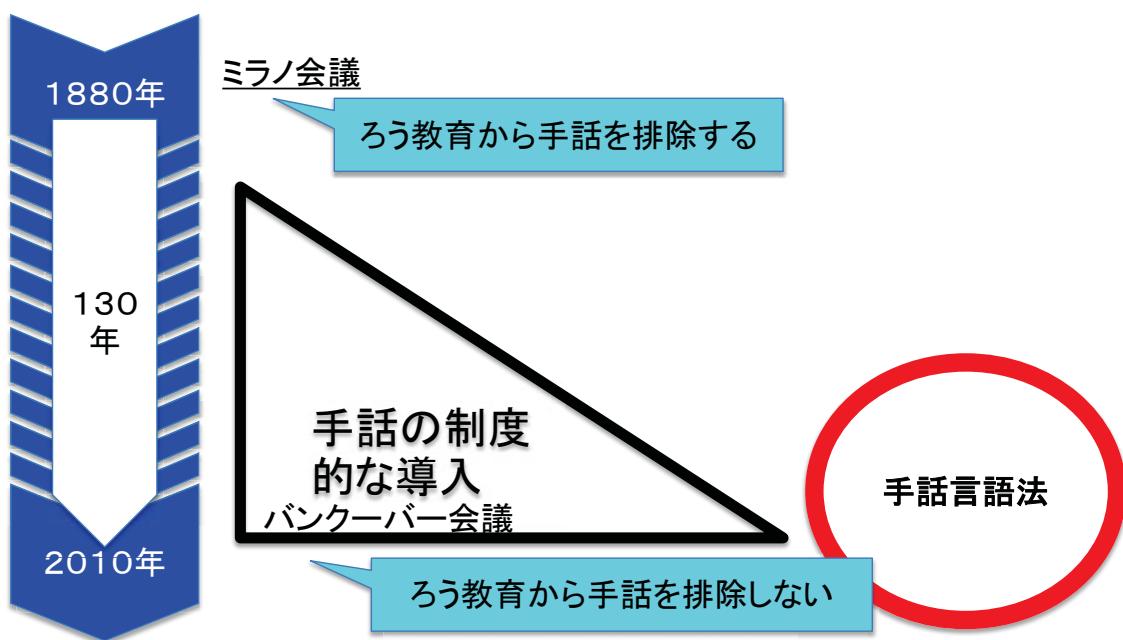
手話の啓発

地域格差のは是正

手話使用の確保

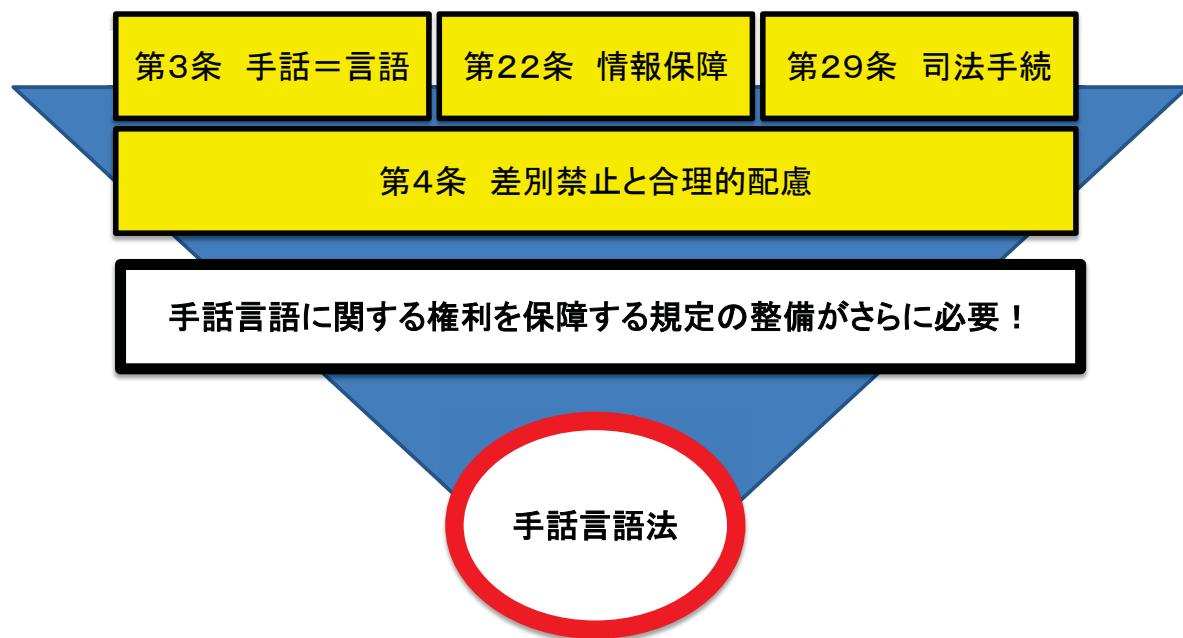
12

ろう教育における手話の大切さ



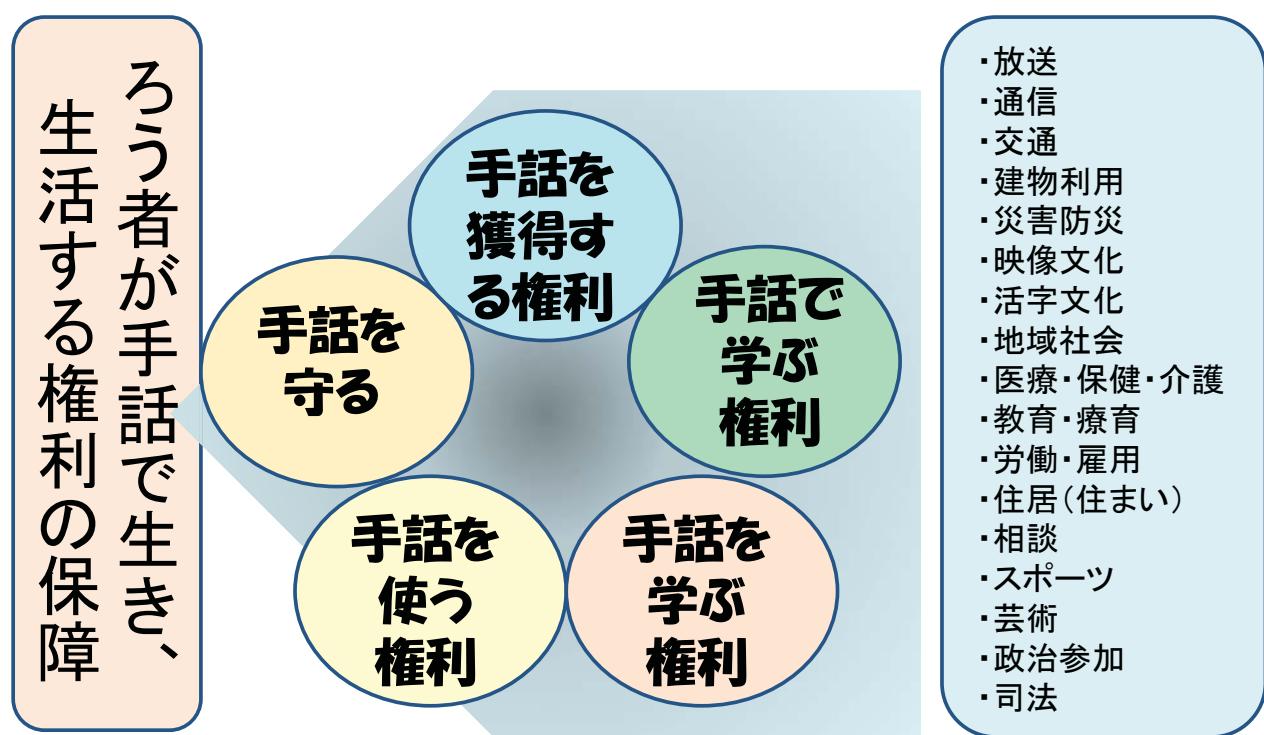
13

改正障害者基本法に基づいた法整備



14

手話言語法～権利としての言語を求めて～



15

手話言語法案

総則

手話言語の獲得お
よび習得

手話の使用

手話通訳制度

手話審議会等

雑則

16

情報・コミュニケーション法の目的

完全な社会参加の実現



放送
通信
交通
建物利用
災害防災
映像文化
活字文化
地域社会
医療・保健・介護
教育・療育
労働・雇用
住居(住まい)
相談
スポーツ
芸術
政治参加
司法

17

情報・コミュニケーション法と手話言語法の違い

- ・情報の受け取りと発信
- ・コミュニケーション手段の選択権

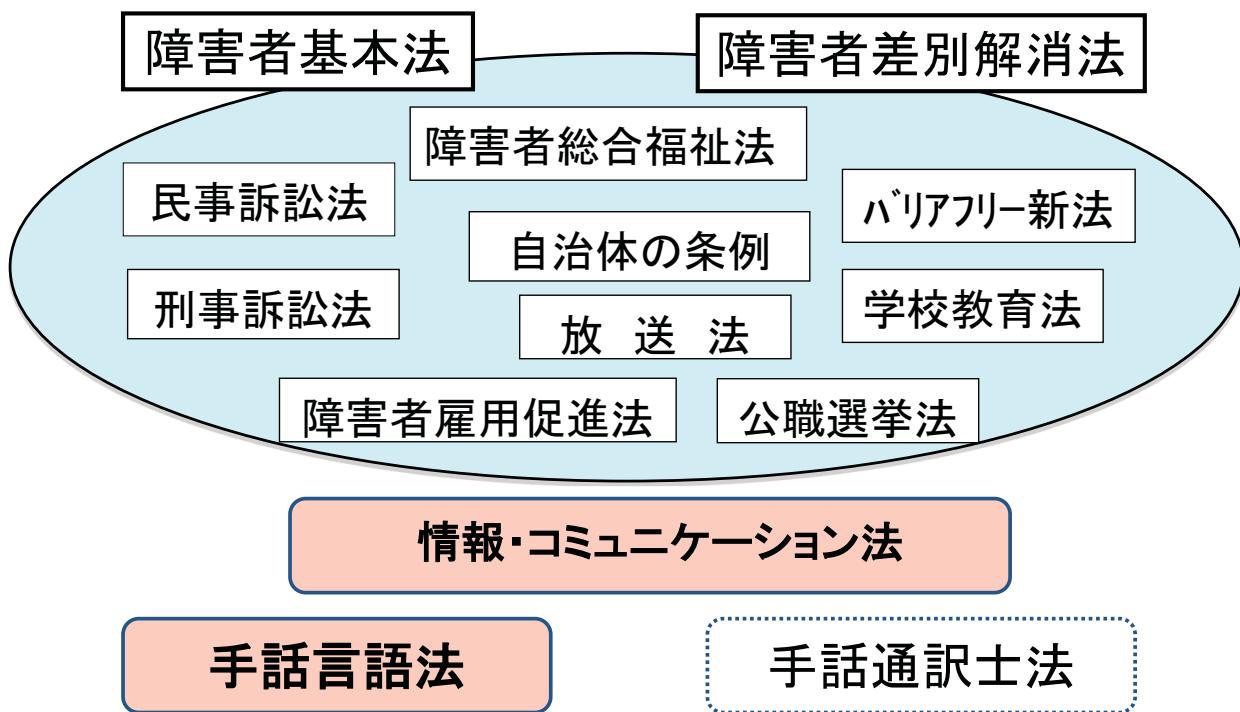
コミュニケーションバリア・情報バリアを抱えるすべての障害者が対象

- ・言語の選択権（手話言語）

手話を使用する人すべて

18

めざす法制度のイメージ



19

■（事例の紹介）兵庫県明石市 「手話言語・障害者コミュニケーション条例」

- 2015年4月から施行。
- 手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段を促進する条例
- 手話言語のみならず、点字やひらがな表記など広く意志疎通手段を網羅する内容は全国初
- 条例の二つの目的
 - ①手話は言語である
 - ②いろいろなコミュニケーション手段の利用
- **手話 要約筆記 点字 音訳
そのほかの支援**

20

■ 手話言語・障害者コミュニケーション条例の特徴

■ 手話言語の確立を明記

(ステップ1)

■ 点字、要約筆記、音訳などの コミュニケーション手段利用促進

(ステップ2)

■ 障害者の差別解消に向けた 取り組みとの連携

(ステップ3以降へ向けて)

21

■ 条例の特徴（1）（明石市）

（1）手話言語の確立とともに、 多様なコミュニケーション手段を規定

- 手話言語条例（2016年2月において明石市、習志野市を含めて33自治体）は手話が言語として認められ、手話の普及と利用促進などについて定められている。
- 本条例では、手話を言語と明確に認めた上で、手話とともに、要約筆記や点字、音訳等、手話以外の障害者の多様なコミュニケーション手段の利用の促進も規定し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを目指す。

22

■ 条例の特徴（2）（明石市）

（2）施策推進のための協議会設置を規定

- 具体的な施策を当事者、支援者とともに意見を出し合いながら協議していく場として、「明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会」を設置。

23

■ 条例の特徴（3）（明石市）

（3）障害者の差別の解消に向けた取組との連携

- 本条例を障害者差別の解消に向けた施策の一環として位置づけ、2016年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に合わせて、本市で2016年の4月に制定を目指す（仮称）「障害者差別解消条例」へのステップとする。

→「障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」制定へ。

24

■ 条例検討委員会について（明石市）

- 2014年9月から、障害者(ろう者・難聴者・視覚障害者)、コミュニケーション支援従事者や学識経験者からなる検討委員会を設置し、11月にかけて4回開催。
- 委員以外のコミュニケーションが困難な障害者からもヒアリングを実施するなど、当事者の声を聞き取った上で、条例案をとりまとめた。
- 委員は10名。

25

■ 条例の制定の経過（明石市）

- パブリックコメントの実施
2014年12月18日(木)～2015年1月16日(金)
⇒49名から74件の意見応募あり
- 2015年3月の市議会に条例案を提出
全会一致で可決
- 2015年4月から施行

26

■ 条例制定に伴う効果と措置（明石市）

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の対象範囲の拡大による利用増
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業に係る報酬額の見直し
- 情報コミュニケーション支援にかかる日常生活用具給付の拡大（地デジラジオ）
- 本条例をはじめとする市政情報等に関するわかりやすい版パンフレットの作成
⇒明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会（条例第17条）における課題小委員会の中で、知的障害の当事者や関係者の意見を聞きながら作成予定。

27

■ 啓発チラシ（明石市）

手話言語・ 障害者コミュニケーション 条例ができました

明石市では、障害のある人もない人も誰もが住みやすいまちづくりを目指す取り組みのひとつとして、手話を言語として認め、障害のある人のコミュニケーション（話し合い）を促進する条例（市による取り決め）ができました。

このパンフレットでは、条例の内容をわかりやすくお知らせします。



明石市

28